

令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業））
省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）

三次公募・四次公募 公募要領

令和6年9月



一般社団法人 温室効果ガス審査協会（以下「協会」という。）では、環境省から令和 6 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業））（Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets）のうち、CO2 削減計画策定支援および省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）の交付の決定を受け、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組を創出し、その知見を広く公表して横展開を図り、我が国の中長期の温室効果ガス削減目標の達成に貢献する事業に対する補助金を交付する事業を実施します。

SHIFT 事業は、年間 CO2 排出量が 50 トン以上 3,000 トン未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、認定外部支援機関による CO2 排出量削減余地診断及び診断結果に基づく CO2 削減計画を策定する「CO2 削減計画策定支援」と、設備導入を支援する下記 3 つの事業から成る「省 CO2 型設備更新支援」、さらに Scope3 削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場の CO2 排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援する「企業間連携先進モデル支援」から構成されます。そのうち、「省 CO2 型設備更新支援」は以下の 3 つの事業で構成されます。

A（標準事業）

B（大規模電化・燃料転換事業）

C（中小企業事業）

上記 A と B の事業は、基準年度 CO2 排出量が 50 トン以上の工場または事業場に対し設備導入費用の補助を行うのに対し、上記 C の事業は中小企業等の設備導入費用の補助に限定しています。また、上記 A と B の事業では、意欲的な CO2 削減目標を盛り込んだ CO2 削減計画に基づく高効率設備導入や電化・燃料転換を行う事業を行うと共に、事業実施後の当該工場・事業場等に CO2 排出枠を付与・償却することにより、本事業全体で CO2 削減目標の達成を担保します。

本公募要領では SHIFT 事業の「省 CO2 型設備更新支援」のうち A（標準事業）と B（大規模電化・燃料転換事業）について説明します。

設備更新支援の概要、対象事業、申請方法及びその他の留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、申請される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、令和 6 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業））交付規程、令和 5 年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業））交付規程または令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）））交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

目 次

1. 補助事業の概要	8
1.1 SHIFT 事業の目的	8
1.2 設備更新支援の補助対象	9
1.3 補助対象となる設備機器	10
1.4 CO2 排出削減対策について	11
1.5 CO2 削減計画	13
1.6 設備更新支援の流れ	16
2. 応募者の要件	18
2.1 応募者の要件	18
2.2 応募者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）	19
3. 参加単位と参加形態	21
3.1 参加単位	21
3.2 参加形態	21
4. 設備更新支援の要件	24
4.1 設備更新支援の要件	24
4.2 設備更新支援	25
4.3 年間 CO2 排出削減目標量の達成	25
5. 設備更新支援の実施期間	27
6. 補助対象経費と補助対象外経費	28
6.1 補助対象経費	28
6.2 補助対象外経費	28
6.3 自社調達を行う場合の利益排除	29
6.4 ESCO 事業者の利益排除	29
6.5 他補助金、減税制度の併用	29
7. 補助金の交付額（上限額及び補助率）	30
7.1 補助金の上限額	30
7.2 補助金の補助率	30
8. 設備更新支援の選定及び交付決定	31
8.1 補助事業の選定	31
8.2 補助金の交付決定	34
9. 複数年度事業	35
10. 設備更新支援のスケジュール	36
10.1 設備更新年度のスケジュール	36
10.2 全体スケジュール	39
10.3 全体スケジュール（複数年度事業）	41
11. 応募の方法	42
11.1 提出書類	42
11.2 公募期間	45
11.3 提出形態と提出部数	45
11.4 提出方法及び提出先	46
11.5 公募説明会	46
11.6 Q&A	46
11.7 問い合わせ先	46
12. その他	48
12.1 取得財産の管理	48
12.2 固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)	48
12.3 書類の保存	48
12.4 会計検査院による実地検査	48
12.5 申請書に記載されている情報	49
12.6 高効率設備機器導入による CO2 削減効果	49
12.7 暴力団排除に関する誓約について	49

12.8 個人情報のお取り扱い.....	49
13. 引用規程、法律等	50

図表目次

【図】

図 1-1 設備更新支援の補助対象となる設備.....	11
図 1-2 設備更新支援で審査対象・算定対象とする温室効果ガス.....	12
図 1-3 CO2 削減計画の位置づけ	14
図 1-4 令和 6 年度 SHIFT 事業設備更新支援.....	16
図 1-5 設備更新支援の流れ概要	17
図 2-1 申請形態.....	19
図 2-2 ESCO／リース事業者との共同申請イメージ	20
図 3-1 グループ参加（上図）、テナントのグループ参加(中図).....	23
図 8-1 令和 6 年度 SHIFT 事業一次公募・二次公募と令和 5 年度補正予算一次公募・二次 公募との関係図.....	32

【表】

表 8-1 想定される審査項目	33
表 10-1 設備更新年度のスケジュール（公募から補助金交付まで）	37
表 10-2 令和 6 年度 SHIFT 設備更新支援 単年度事業の全体スケジュール.....	40

補助金の応募に当たっての留意事項

本補助金については国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、選定され、補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本補助金の交付については、補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法^{*1}、同法施行令^{*2}、交付要綱^{*3}及び実施要領^{*4}の規定によるほか、交付規程^{*5}の定めるところによることとします。万が一これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。
2. 応募の申請者（以下「応募者」という。）が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合、事業の不採択、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金は取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
3. 協会からの資料の提出や確認事項等に適切に対応いただけない場合は、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。
4. 協会から補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費については、交付規程^{*5}に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
5. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 補助金の交付を受けた事業者は、設備更新年度の完了日の属する年度の終了後、3年間の期間について、CO2 排出量の実績等を報告する義務があります。義務を怠った場合、補助金の返還を求めます。
7. 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類。）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
8. 補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。十分な時間的猶予をもって協会宛てに承認申請を行ってください。
9. 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法^{*1}において刑事罰等を科す旨規定されています。
10. 交付規程^{*5}第10条に基づき、会計検査院の实地検査については、ご協力ください。
11. 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに

適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受けていないこと。(固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。)

12. 令和6年度 SHIFT 事業三次公募・四次公募（締め切りを2回とし、1回目の締め切りを三次公募、2回目の締め切りを四次公募と称します。）には、設備導入費用の補助を行う「省CO2型設備更新支援」として本公募要領で扱うA（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）以外に、C（中小企業事業）がありますが、同一敷地境界でA（標準事業）またはB（大規模電化・燃料転換事業）とC（中小企業事業）（三次公募、四次公募とも）を併願することはできません。また、A/B事業と企業間連携先進モデル支援との併願もできません。なお、A（標準事業）とB（大規模電化・燃料転換事業）の併願は可能です。詳細は4.2項を参照ください。
13. 令和6年度 SHIFT 事業三次公募・四次公募の採択において、令和6年度予算、令和5年度補正予算または令和5年度繰越予算を充当します。どの予算枠での採択となるかは協会に一任いただきます。
14. 令和6年度 SHIFT 事業三次公募・四次公募の主な留意点は下記です。
 - ① 基準年度排出量は、直近過去3年間の平均値（令和3年度～令和5年度）または令和5年度のいずれか任意で選択していただきます。
 - ② 令和6年度 SHIFT 事業三次公募四次公募の省CO2型設備更新支援A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）は、1回の公募期間内に三次公募と四次公募があります（公募が2回ある訳ではありません）。三次公募のみの審査、四次公募のみの審査、三次公募・四次公募双方での審査を選択できます。詳細は、「8. 1 補助事業の選定」を参照ください。
 - ③ その他の審査項目（加点点評価）として、LD-Tech登録製品が追加されました。（詳細は8.1 補助事業の選定を参照ください。）
 - ④ その他の審査項目（加点点評価）に、温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」応援団への参画及びデコ活宣言の実施、取り組みが追加されました。（詳細は8.1 補助事業の選定を参照ください。）
 - ⑤ 単年度事業のみを応募対象とします。（複数年度事業は応募できません）。
 - ⑥ 申請書類は令和6年度一次・二次公募の様式を使用します。「一次・二次」は「三次・四次」と読み替えて使用してください。

1. 補助事業の概要

1.1 SHIFT 事業の目的

我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月閣議決定）では、我が国の中期目標として、2030 年度において産業部門では 38%、業務部門では 51%のエネルギー起源 CO₂ を削減することなどを通じ、温室効果ガスを 2013 年度比で 46% 削減することを目指すとされています。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくとも記されています。

この実現のためには電力の排出係数改善とともに、工場や業務用ビル等の既存ストックにおけるエネルギー消費効率の改善を行っていくことが重要です。また、できる限り費用対効果と効率性を高めるためには単に設備導入を行うのではなく、運用管理体制の構築や強化等により対策の総量削減を担保する仕組みが不可欠となります。さらに近年、気候変動関連イニシアティブ（CDP、TCFD、SBT 等）への参加企業数が増加しつつある中、参加企業を中心に取引先についても排出削減の取組を求めるケースが増加しており、CO₂ 削減は光熱費削減だけでなく、売上の拡大や金融機関からの融資獲得等を通じた企業価値の向上につながるという利点もあります。

以上を踏まえ、環境省は、工場・事業場での脱炭素化取組のロールモデルとなる取組を創出し、その知見を広く公表して横展開を図り、我が国の中長期の温室効果ガス削減目標の達成に貢献することを目的として、意欲的な CO₂ 削減目標を盛り込んだ CO₂ 削減計画の策定支援及び CO₂ 削減計画に基づく設備更新を支援する「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）」を実施します。

このうち本公募要領の対象である設備更新支援は、

- ① 環境省の示す設備補助条件を満たす「CO₂ 削減計画」を事業者が策定し、
- ② CO₂ 削減量、費用対効果や事業者の環境配慮活動への実施状況等を踏まえた採択を経て、
- ③ 設備更新以外にも工場・事業場全体での削減努力としてテナントや従業員等による運用改善の取組も行いつつ、
- ④ 本事業参加者全体で排出枠の調整を行うことで、制度全体として確実な排出削減を担保し、もって工場・事業場における CO₂ 排出量を効率的に大幅削減することを目的としています。

本事業では、CO₂ 削減計画に基づく高効率設備機器の導入や電化・燃料転換等の設備の更新に対して補助を行います。

さらに事業者による自主的対策や運用改善の実施により、2030 年度目標の前倒し達成と脱炭素社会への移行を推進します。

これらにより、工場・事業場における脱炭素化取組の先導的な事例を創出し、その知見を広く公表して横展開を図り、我が国の中長期の温室効果ガス削減目標の達成に貢献することを目的とします。

なお、設備更新支援から得られた情報は、環境省が CO₂ 削減対策の把握や普及広報などにも活用していく予定です。また、設備更新支援採択者の実施計画書のシート 511 脱炭素化計画の 1 ページ目は、原則として環境省が公表する予定です。

1.2 設備更新支援の補助対象

設備更新支援では、公的書類で定められる敷地境界において、一定水準以上の CO2 排出量を削減する、既存の設備機器やシステムの更新を補助対象としています。

(1) 設備機器の更新

設備機器の更新とは、同種の機能と同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新です。更新対象となる既存機器は、撤去又は稼働不能状態とすることが必要です。

(2) システムの更新

システムの更新とは、当該システムの既存の構成機器の機能やエネルギー供給の全部又は一部を、異種の機器やエネルギーに置き換えたシステムとするものです。システムの更新においても、同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新であり、機能が置き換えられた既存設備は撤去又は稼働不能状態とすることが必要です。ただし、システム更新において機能や能力の代替が一部に留まる等、既存設備機器を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認める場合があります。

注）システムとは特定の機能を達成するためのエネルギーや情報や設備機器が繋がったものを意味します。

（詳細は 1.4(3)参照）

1.3 補助対象となる設備機器

(1) 補助対象となる設備機器

ア) エネルギー使用設備機器

CO₂ 排出削減に寄与する高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した、産業・業務用設備機器や生産設備が補助対象となります。また、廃エネルギーを利用した産業・業務用設備機器や生産設備も補助対象となります。

イ) 燃料・エネルギー供給設備機器

① 低炭素燃料供給設備および受変電設備

電化や燃料転換を伴う補助対象の上記ア)「エネルギー使用設備機器」の付属設備として低炭素燃料供給設備や受変電設備を導入する場合のみ、補助対象にすることができます。なお、同設備からの燃料や電力を補助対象外設備機器にも供給することは、認めません。ただし本事業において、自主的対策として導入や改造することが整備計画書に明記されている補助対象外設備に対する供給は、LNG/LPG 設備や受電設備などを特例として認めます。その場合、その供給量あるいは設備容量に応じた按分比率に基づき供給設備の補助金額を減じます。

② 再生可能エネルギー発電設備

以下の 3 つの条件を全て満足する場合にのみ補助対象になります。

- ・ 上記ア) の「エネルギー使用設備機器」を、補助対象設備として少なくとも一つ導入すること。
(電力使用機器に限定しない)
- ・ 発電した電力は、100%自家消費であること。
- ・ 発電能力は、上記ア) に該当する「補助対象設備による削減量に相当する発電量」あるいは「導入した省 CO₂ 設備で使用する電気量」の多い方を上限とする。

※ 電力の排出係数は、SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン^{※12}に定める値とする。

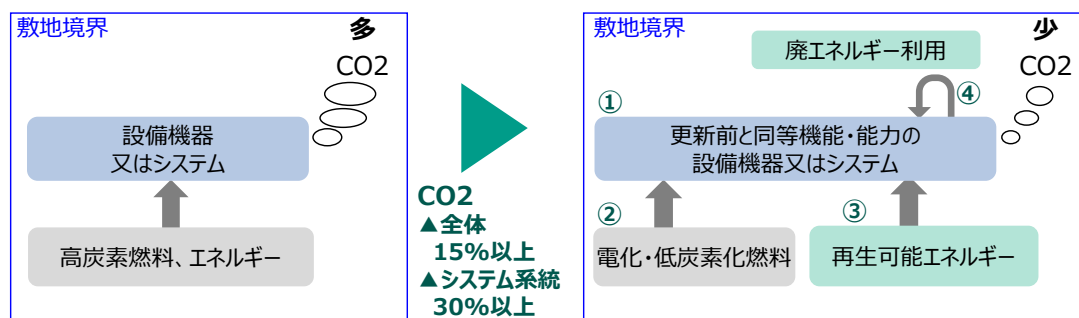
③ コジェネレーション発電設備

コジェネレーション発電設備は、上記ア) のエネルギー使用機器としての位置付けもあるので、既存発電設備の更新として導入する他、システム更新として新たに導入することができますが、発生した電力および熱エネルギーは 100%自家消費であることが必要です。既設コジェネレーションの更新であっても、上記を満たさない場合は補助対象となりません。既存設備の更新の場合、発電量は既存発電設備の発電量を上限とします。システム更新で新たに導入する場合、熱エネルギーは既設熱源設備の能力を上限とします。

④ 太陽熱供給設備

太陽熱供給設備は、単独で補助対象設備とすることができます。ただし、発生した熱エネルギーは 100%自家消費であることが必要です。

公的書類で定められる敷地内において、原則同等の機能・能力を有する高効率設備機器の導入や電化・燃料転換等により、一定水準以上のCO2排出量を削減する設備更新事業を補助対象とします。



対策の種類：

- ① 高効率設備機器・システムへの更新 ② 電化・燃料転換
③ 再生可能エネルギー導入 ④ 廃エネルギー利用 及びそれらの組み合わせ

図 1-1 設備更新支援の補助対象となる設備

(2) 補助対象とならない設備機器

- ・ エネルギー使用設備機器でも、CO2 削減に寄与しないもの
- ・ 家庭用設備機器
- ・ 運輸部門の設備機器
- ・ 照明、蓄電池
- ・ 外部へ供給する再生可能エネルギー発電設備／コジェネレーション発電設備
- ・ インバータ、BEMS、FEMS（設備自身でエネルギー消費&削減する設備でないもの。エネルギー使用設備を組合せる場合、認められる場合がある。）
- ・ 予備、非常用等常時使用されない設備機器

1.4 CO2 排出削減対策について

(1) 対象とする温室効果ガス

以下の図に工場・事業場から排出される可能性のある温室効果ガスを分類して示します。温室効果ガスには CO2 以外のもの（メタン等）も存在しますが、設備更新支援で算定対象とする温室効果ガスは CO2 のみです。CO2 以外の温室効果ガスは CO2 等価換算しても対象としません。

更に CO2 にはエネルギー起源と非エネルギー起源がありますが、設備更新支援における排出削減量の審査対象はエネルギー起源 CO2 のみです。

ただし、後述する工場・事業場からの CO2 排出量に関する排出量取引に係る算定対象については、エネルギー起源 CO2 に非エネルギー起源 CO2 も加えた排出量として考える必要があります。

- SHIFT事業で算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素である。
- 設備更新事業の審査対象は、エネルギー起源二酸化炭素の申請値。
- 排出量算定・検証、取引においては、エネルギー起源二酸化炭素と非エネルギー起源二酸化炭素の両方を対象とする。つまり、設備更新事業の審査と、排出量算定・検証は切り離して考える。

	エネルギー起源	非エネルギー起源
二酸化炭素 (CO ₂)	設備機器の使用に伴い排出	工業プロセスで排出
↑本補助事業の対象	赤枠内 ・ 設備更新事業の申請条件 (15%、30%) ・ 審査対象となるCO₂	緑枠内 ・ 排出量排出算定・検証、取引 ・ CO₂削減計画策定支援の算定対象
二酸化炭素以外 (メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス)		
↑二酸化炭素以外の温室効果ガスは本補助事業の対象でない	↑赤枠内はエネルギー起源CO ₂ ：審査対象となる	↑緑枠内はエネルギー起源CO ₂ 及び非エネルギー起源CO ₂ ：算定・検証、取引の対象となる

図 1-2 設備更新支援で審査対象・算定対象とする温室効果ガス

(2) CO₂ 排出削減量

設備更新支援では CO₂ 排出削減対策として、補助対象の設備機器やシステムシステムの更新による排出量削減に加えて、自主的対策による排出削減も行うことを求めています。(詳細は 4. 設備更新支援の要件 を参照ください。) CO₂ 排出削減量は補助対象設備更新による削減量と自主的対策による削減量を足したものとなります。

この排出削減量は、排出枠の算出にはそのままの量として扱いますが、応募要件の判定や応募審査の評価過程では自主的対策による削減量には下記の上限が設けられます。

- ・ 補助対象設備更新によるCO₂ 排出削減量以下
- ・ 工場・事業場の基準年度排出量の 10%以下 (主要なシステムシステムで申請する場合、主要なシステムシステムの 10%以下)

基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源 CO₂ 排出量で直近過去 3 年間の平均値または令和 5 年度の値のいずれかを用います。(3 年間の場合、本年度の基準年度排出量は令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度の 3 年とします)

(3) CO₂ 排出削減の対象範囲

設備更新支援では CO₂ 削減の対象範囲の考え方が 2 つあります。

① 工場・事業場を対象とする場合

工場・事業場全体での設備更新前後の CO₂ 排出量の削減効果を評価します。

② 主要なシステムシステムを対象とする場合

補助対象設備や自主的対策を導入する主要なシステムシステムにおける設備導入前後の CO₂ 排出量の削減効果を評価します。

このうち、A（標準事業）は①②双方、B（大規模電化・燃料転換事業）は②のみが対象となります。これらは、応募する際の要件に関わり、どちらか片方または双方選択いただきます。なお、②の主要なシステムシステムを選択した場合においても、必ず工場・事業場の排出量は算定する必要があります。（※ 1）

- ※ 1 主要なシステムシステムで応募する場合、審査上評価されるのは主要なシステムシステムに含まれる対策のみですが、工場・事業場の排出量については主要なシステムシステム以外の自主的対策があれば、それも含めて算定してください。

ここで、“主要なシステムシステム”について説明します。

工場・事業場の中には種々のシステムシステムが存在します。システムシステムの基本形は、[機器本体＋付属設備] です。機器本体はエネルギー使用設備機器本体となります。付属設備とは、機器本体の機能を果たすために必要な燃料・電力供給設備、補機、配管、電源・制御配線等です。ただし、付属設備が無い機器本体のみの場合もあります。また、小さなシステムシステムが複数集まって大きなシステムシステムを構成することもあります。

システムシステムの例：

- 1) 設備本体および配管・ダクト・配線 （例：空調設備(室外機、室内機)＋冷媒配管＋電線)
- 2) 設備本体および設備本体、（例：洗濯設備＋乾燥設備）
- 3) システムおよび設備本体、（例：空調システム＋換気設備）
- 4) システムおよびシステム、（例：蒸気システム＋圧空システム）

“主要なシステムシステム”とは、各種システムシステムのうち、工場・事業場において、エネルギー活動面、経費面、生産活動面で事業者が主要と考えるシステムシステムのこととします。本補助事業では、補助対象設備を導入するシステムシステムと自主的対策を含むシステムシステムを選択して“主要なシステムシステム”を任意に定義することができます。

主要なシステムシステムの例

- ・空調システム
- ・空調システム＋洗濯乾燥システム
- ・〇〇生産システム＋太陽光発電システム＋照明システム

注）主要なシステムシステムには少なくとも 1 つ自主的対策が含まれている必要があります。

1.5 CO2 削減計画

設備更新支援に応募するためには、CO2 削減計画を策定し所定の様式（実施計画書および算定報告書）にまとめていただきます。図 1-3 に CO2 削減計画の位置づけを示します。

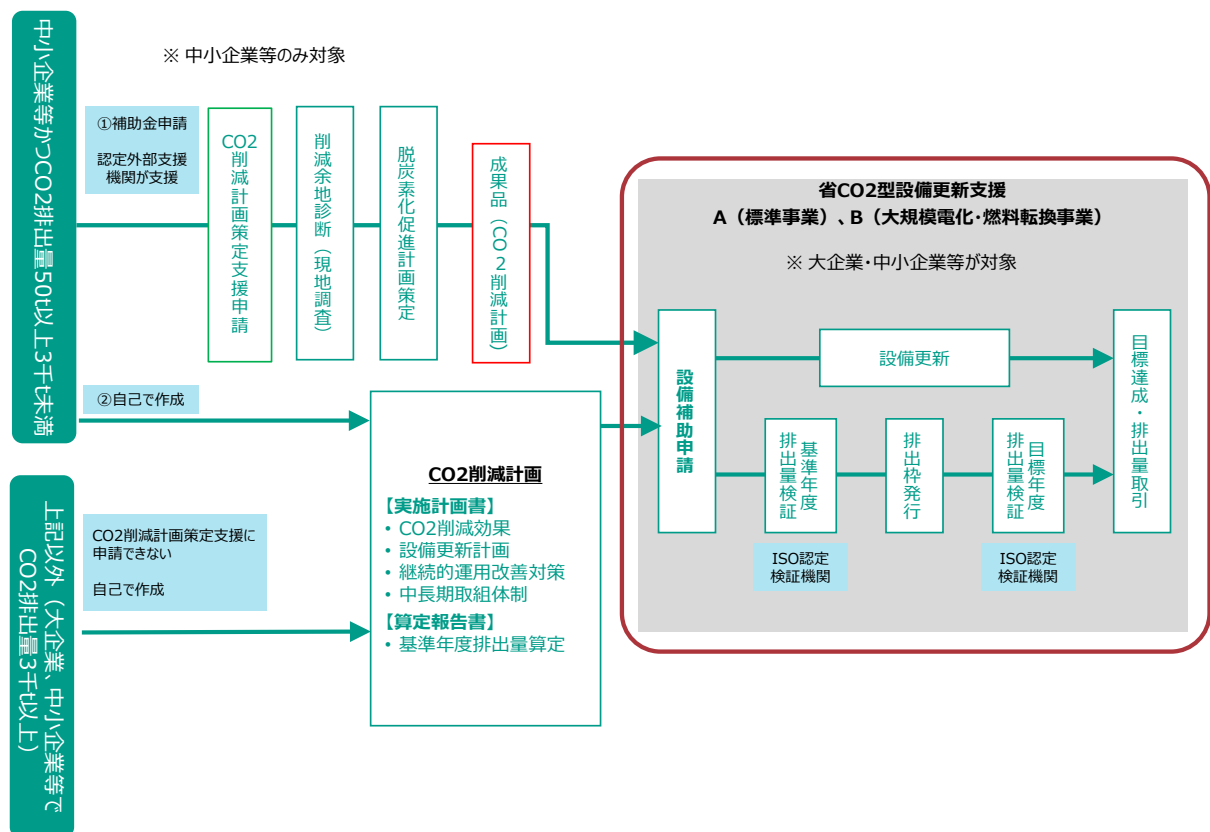


図 1-3 CO2 削減計画の位置づけ

CO2 削減計画の策定に当たって、中小企業等は SHIFT 事業の中の「CO2 削減計画策定支援」を活用することができます。CO2 削減計画支援を実施すると、そのアウトプットとして実施計画書および算定報告書が作成されます。

設備更新支援に応募するためには、設備更新支援実施年度に、補助対象設備導入と少なくとも一つの自主的対策を組み合わせ、4. 設備更新支援の要件に示す A（標準事業）または B（大規模電化・燃料転換事業）の要件を満足する CO2 削減計画が実施計画書に示されていること、および SHIFT 事業モニタリング報告ガイドラインに従って基準年度排出量を算定した算定報告書が必要です。

なお、自主的対策も含む全ての CO2 削減対策の効果算定については、実測の他推定計算も認めますが、算定に用いた仮定条件や算定手法が明示され、かつそれらが合理的であることが求められます。これについては、「SHIFT 事業 CO2 削減対策の効果算定ガイドライン」も参考にしてください。

図 1-4 に令和 6 年度 SHIFT 事業における CO2 削減の考え方を示します。

CO2 削減計画（実施計画書）は以下の内容が含まれます。

（１）CO2削減計画（計画のサマリー）

- ・ 対策スケジュールと効果の年度推移
- ・ 排出削減量の算出根拠
- ・ 投資回収計画
- ・ 実施体制

- ・ 設備構成の導入前後比較
- (2) 対策個票（対策毎の詳細）
- ・ 現状の課題と対策内容
 - ・ 対策の効果・効用
 - ・ 導入コストと投資回収年数
 - ・ 効果・効用の定量的根拠
 - ・ 導入設備の法定耐用年数 （※）

また、自主的対策には以下の①、②の対策があります。

- ① 補助対象外経費で導入する設備機器 《例：LED 照明》
- ② 補助対象外経費で実施するまたはソフト面による運用改善（工場または事業場において、補助金を使用せず、創意工夫で CO2 排出量を削減する対策）《例：空調・照明の節約、消耗品交換、設備補修》

（※）

－ 導入する設備・機器の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の業種に該当するか確認し、該当する場合は、この耐用年数を適用する。

－ 発電設備や燃料供給設備等のエネルギー供給設備については、当該の設備・機器から電気、燃料等を供給する供給先の設備・機器に準ずる年数とする。

－ 空調機器の場合は、別表第一の「建物附属設備（冷房、暖房、通風又はボイラー設備）を適用する。（電動機出力が 22kW 以下のものは 13 年）

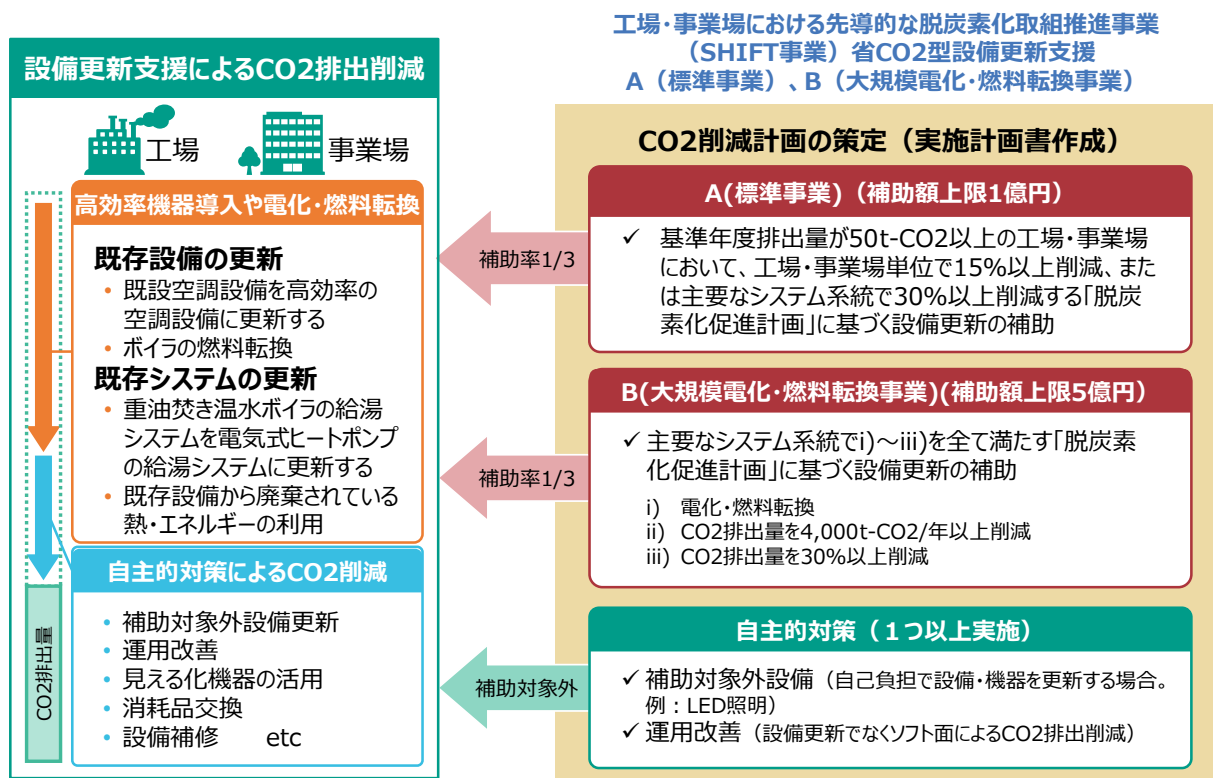


図 1-4 令和 6 年度 SHIFT 事業設備更新支援
における CO2 削減の考え方

設備更新支援を申請いただくにあたり、環境省 SHIFT 事業省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業用）2024 年度採択者（第 4 期）実施ルール^{※13}（以下 実施ルールという）と SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン^{※12}を熟読の上、申請願います。

1.6 設備更新支援の流れ

（1）設備更新年度

まず応募申請をしていただき、審査の結果採択された事業者は、交付申請を行い交付決定通知を受けた後、設備更新支援を実施いただきます。設備導入の期間は応募内容により 1 年から 2 年です。

工場・事業場からの CO2 排出量（ここでは、エネルギー起源 + 非エネルギー起源の CO2 排出量）の基準年度排出量については第三者検証機関(※)による検証を受検いただきます。

※ 第三者検証機関は、環境省が指定する ISO 認定の検証機関の中から事業者が選択し、その費用も全額自己負担いただきます。

（2）削減目標年度

設備更新年度の最終年度の翌年度です。設備導入および自主削減による CO2 削減を実施し、モニタリングも併せて実施いただきます。

また、検証済基準年度排出量から削減目標量を減じた値が、初期割り当て排出枠（JAS）として与えられます。

(3) 調整・自主削減年度

削減目標年度の翌年度です。工場・事業場の削減目標年度の CO2 排出量を算定報告書にまとめ、第三者検証機関による検証を受けた後、SHIFT システムを介して環境省が指定する者に提出します。目標達成できなかった場合には、SHIFT システム上で超過した分の排出枠を購入する必要があります。

(排出枠が余れば売却できます) また、環境省の求めに応じて削減目標年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出します。

(4) 報告年度

調整・自主削減年度の翌年度です。工場・事業場の調整自主削減年度の CO2 排出量をまとめた算定報告書（第三者検証不要）を、SHIFT システムを介して環境省が指定する者に提出します。また、環境省の求めに応じて調整自主削減年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出します。

(5) 報告年度の翌年度

報告年度の翌年度は、環境省の求めに応じて、工場・事業場の報告年度の CO2 排出量をまとめた算定報告書（第三者検証不要）と、報告年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出します。

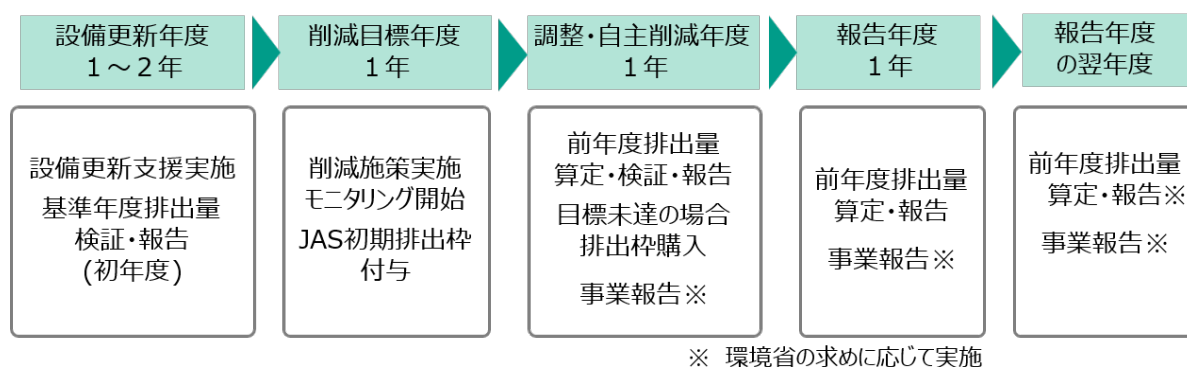


図 1-5 設備更新支援の流れ概要

2. 応募者の要件

2.1 応募者の要件

応募者とは、代表事業者及び共同事業者です。両者が目標保有者となります。

代表事業者とは、補助対象設備の所有者です。

以下の者は、共同事業者になることが必須です。

- ・補助対象設備を設置する建物の所有者で代表事業者でない者
- ・補助対象設備を使用して二酸化炭素排出削減に取り組む者で代表事業者でない者
- ・ESCO 事業・エネルギーサービス事業における ESCO 事業者・エネルギーサービス事業者で代表事業者でない者

なお、上記以外で代表事業者が必要と認める者を共同事業者にすることが可能です。

設備更新支援の応募者（代表事業者および共同事業者）の要件は以下のアからコの本邦法人・団体であり、かつ①から④の要件をすべて満たすものとします。

- ア 民間企業（個人、個人事業主を除く）
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）^{*7} 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）^{*8} 第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）^{*9} 第 22 条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）^{*10} 第 39 条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
※許可書を提出のこと
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- コ 地方公共団体（アからケのいずれかと共同事業者申請者であって、アからケのいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ② 直近 2 期の決算において連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が 2 期連続マイナス）がなく適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。
- ③ 別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること。様式 1 応募申請書を提出した事業者は全て別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約を行ったものとします。
- ④ 以下に該当する事業実施場所での補助事業は対象となりません。
 - a) 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業場。

b) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業場であって、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業場。

2.2 応募者の条件と申請形態（単独申請、共同申請、連名申請）

応募者は、補助事業を行う工場・事業場及び補助対象設備の所有者である必要があります（単独申請）。工場・事業場の所有者（※1）と、補助対象設備の所有者が異なる場合は、両者が共同申請をする必要があります。その場合、補助対象設備の所有者が代表事業者、工場・事業場の所有者は共同事業者となります。なお、共同事業者は原則5者以内とします。（※2）

原則、代表事業者は1者です。但し、2者が同時に設備導入を行い、未利用なエネルギー資源の有効活用等により地域の脱炭素化のロールモデルとなる取組を連携してかつ継続的に行うような場合に限り、2者を設備所有者となる代表事業者として認めることがあります。（代表事業者2者による連名申請（※3））

※1 工場・事業場の所有者とは、土地の所有者ではなく、建物・構造物の所有者を指します。

※2 共同事業者が6者以上となるケースについては、事前に協会に相談ください。

※3 代表事業者が3者以上となるケースについては、事前に協会に相談ください。



図 2-1 申請形態

- 実施要領^{*4}第4（2）で定める通り、代表事業者、共同事業者は目標保有者として排出枠の償却義務を負います。なお、代表事業者は、補助事業実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等もしくは交付規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。
- ESCO事業、リース等を活用した参加に際しては、補助対象設備の所有者を代表事業者、補助対象設備を導入する工場・事業場の所有者及びESCO事業・エネルギーサービス事業におけるESCO事業者・エネルギーサービス事業者を共同事業者として共同申請することが必要です。

注）リースを活用する場合、あるいはESCOを設備込で活用する場合、応募書類にリース契約書（案）／ESCO契約書（案）及びリース料／ESCOサービス料から補助金相当分が減額されていることを

証明できる書類（リース料算出内訳／ESCOサービス料算出内訳）の提出が必要です。また、原則として、設備の法定耐用年数期間は、リース契約／ESCO契約を継続頂く必要があります。

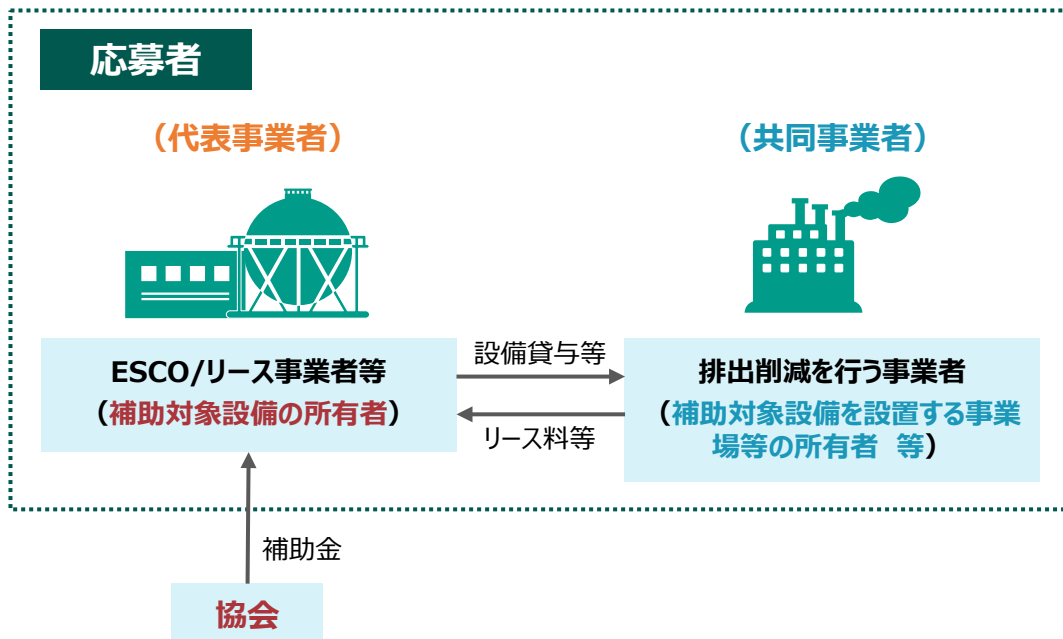


図 2-2 ESCO／リース事業者との共同申請イメージ

- 令和3年度以降のSHIFT計画策定支援事業／計画策定支援を実施した事業場でその成果を活用して応募する場合は、設備更新支援の申請者（代表事業者又は共同事業者）に計画策定支援事業の申請者が含まれる必要があります。
- 同じ敷地境界内の同じ設備機器を対象として、令和6年度の計画策定支援と設備更新支援に申請することはできません。
- テナントや工場内で事業を行う者（以下「テナント等」という。）が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。CO2排出量の算定対象範囲はテナント等の利用範囲内ではなく、当該建物や工場の敷地境界全体になりますのでご注意ください。算定対象範囲の詳細や例外については、SHIFT事業モニタリング報告ガイドライン^{*11}をご参照ください。
- 計画策定支援の支援機関が設備更新支援の事務連絡先になることは可能です。しかし、計画策定支援の支援機関が設備更新支援の工事請負先になることはできません。補助金の支援を受けている受けていないに関わらず、認められません。
また、設備更新支援の事務連絡先が工事請負先になることはできません。

3. 参加単位と参加形態

3.1 参加単位

参加単位は、工場または事業場となります。

工場、事業場の定義及び単位の考え方については、以下の通りです。

工場	継続的に一定の業務として物の製造又は加工(修理を含む)の事業のために使用される事業所。
事業場	上記以外の事業のために使用される事業所

これら工場、事業場においては、下記に示すような公的書類に基づく敷地境界を定義いただく必要があります。

- 工場：工場立地法届出（敷地面積が 9,000m² または建物設面積 3,000m² 以上の工場の場合）あるいは消防法届出等
- 事業場：建築基準法届出、あるいは消防法届出等

注 1) 工場立地法届出が必要とされる工場の場合、建築基準法届出は公的根拠となりません。

注 2) 同一敷地内に工場と事業場が混在している場合は、規模（CO2 排出量）の大きい方で申請ください。

3.2 参加形態

参加形態には以下に示す 2 つの形態があります。

単独参加	一つの工場・事業場を対象に応募する形態
グループ参加	複数の工場や事業場を 1 申請として応募する形態

以下グループ参加の要件について説明します。

（1）リース契約を活用しない場合

- グループを構成する工場・事業場の所有者は、下記に限定されます。
 - ・ 同一の法人
 - ・ 下記※ 1 記載の条件を満足する親会社の直接出資比率100%のグループ会社
 - ・ 下記※ 2 記載の条件を満足するフランチャイズチェーン(特定連鎖化事業者)
- グループ参加の全ての工場・事業場は1つ以上の補助対象設備導入か自主的対策を実施すること。
- グループ参加の工場・事業場の参加数は1グループ5件以内であること。6件以上となるケースは、事前に協会に相談ください。
- 参加する工場・事業場のエネルギー管理・CO2排出量管理が同一の方法で実施されていること。
- グループ申請の場合、4.1補助事業の要件に定めるB（大規模電化・燃料転換事業）には応募できません。

※ 1 グループ会社で参加する場合、代表事業者は親会社（設備更新補助対象である設備・機器の所有者が親会社）であること。

※ 2 フランチャイズチェーン（特定連鎖化事業者）が加盟店をグループ申請する場合は、下記要件を満足することが必要です。

- ・ 代表事業者は親会社（設備更新補助対象設備・機器の所有者）、加盟店オーナーは原則として共同事業者ではなく削減協力者とする。
- ・ 代表事業者はモニタリング手段統一、算定報告書の作成など加盟店のエネルギー管理を行うと共に、取得財産の管理も行うこと

（2）リース契約を活用する場合

リース会社が代表事業者の場合、以下の条件でグループ申請を認めます。

- グループを構成する工場・事業場の所有者は、下記に限定されます。
 - ・ 同一の法人
- グループ参加の全ての工場・事業場はリース契約を活用した補助対象設備の導入と自主的対策を実施すること。（自主的対策だけの工場・事業場は参加できません）
- グループ参加の工場・事業場の参加数は1グループ5件以内であること。（6件以上となるケースは、事前に協会に相談ください。）
- 参加する工場・事業場のエネルギー管理・CO2排出量管理が同一の方法で実施されていること。代表事業者は共同事業者と連携しエネルギー管理・CO2排出管理を実施すること。
- グループ申請の場合、4.1補助事業の要件に定めるB（大規模電化・燃料転換事業）には応募できません。

注1）設備更新支援の要件となるCO2削減目標（工場・事業場全体の15%以上削減、あるいは主要なシステム系統で30%以上削減等）は、グループ参加の工場・事業場全体で達成できれば良い。

注2）主要なシステム系統で応募する場合、主要なシステム系統に定義された個々のシステム系統は、参加工場・事業場毎のシステム系統でも、複数の参加工場・事業場を統合したシステム系統でも良い。

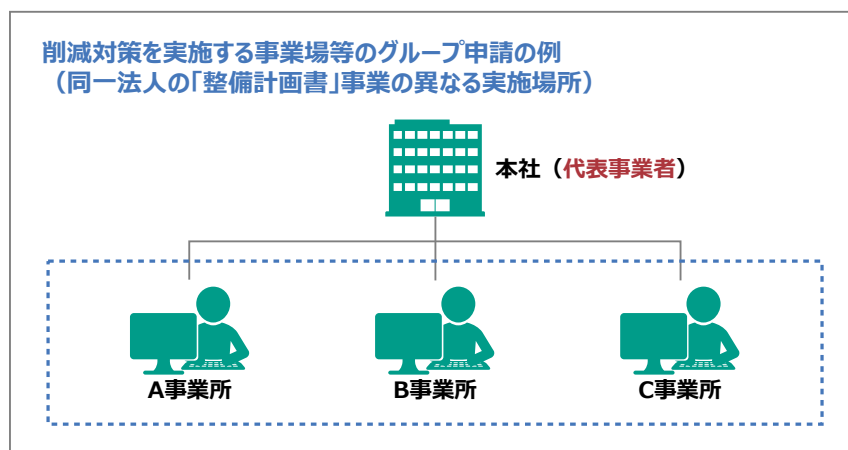




図 3-1 グループ参加（上図）、テナントのグループ参加(中図) 及びリース会社のグループ参加（下図）のイメージ

4. 設備更新支援の要件

4.1 設備更新支援の要件

国内の工場・事業場において、高効率設備機器導入や電化・燃料転換を実施する事業のうち、以下①から⑧の要件をすべて満たす補助事業（※1）であることが必要です。

- ① 4.2 に示すA（標準事業）またはB（大規模電化・燃料転換事業）のいずれかの事業要件を満足すること。
- ② CO2削減計画（実施計画書）を策定し応募時に提出すること。
- ③ 基準年度排出量をSHIFT事業モニタリング報告ガイドライン^{*11}に定める算定方法（別途定める様式（算定報告書））により算定できること。
- ④ 自主的対策による排出削減目標量を少なくとも一つ設定し、各対策について定量的な根拠を明示すること。（※2）（※3） また、自主的対策によるCO2削減効果は、1t-CO2以上であること。（少数点以下切り捨て。自主的対策が複数ある場合は、それらの合計値で良い。）
- ⑤ ①の設備更新支援における高効率設備導入、電化・燃料転換によるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。（※4）
- ⑥ 補助事業の投資回収年数が3年以上であること。（※5）
- ⑦ 下記のいずれにも該当しないこと。（※6）
 - ・ 令和5年度及び令和6年度（予算年度を問わず）が設備更新年度である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業：SHIFT事業（省CO2型設備更新支援A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）、C（中小企業事業）および企業間連携先進モデル支援）により機器を導入した工場・事業場。
- ⑧ 同一の工場・事業場において、令和6年度SHIFT事業「省CO2型設備更新支援C（中小企業事業）三次公募・四次公募」および「企業間連携先進モデル支援」への併願が無いこと。

※1 1.2に示す「設備更新支援の補助対象」および1.3に示す「補助対象となる設備機器」参照。

※2 低炭素電力の購入（契約実績、契約切替）は自主的対策として削減目標量に含めることができます。但し、一定条件を満足する場合、審査上考慮されます。（8.1項を参照）またコークレジット等排出枠の購入は自主的対策とは認められません。

※3 主要なシステム系統で申請する場合には、実施される自主的対策は、全て主要なシステム系統に含まれている必要がありますのでご注意ください。主要なシステム系統外で自主的対策を計画されても、事業要件④を満足させることにはなりませんし、CO2削減量の評価に含めることもできません。

※4 主要なシステム系統で申請する場合、主要なシステム系統に係るエネルギー消費量の計測または算定手段を必ず確保してください。

※5 投資回収年数は以下の式で計算します。

$$\text{投資回収年数} = \text{総事業費} / \text{年間のランニングコスト削減額}$$

投資回収年数は設備ごとではなく、事業全体で評価します。年間のランニングコスト削減額は、CO2削減計画（実施計画書）の数値を使用ください。

※6 令和3年度および令和4年度（予算年度を問わず）に実施されたSHIFT事業の補助金を利用して設備機器等を導入した工場・事業場で、設備更新支援実施を検討する場合には、必ず事前に協会に

ご相談ください。

4.2 設備更新支援

(1) A (標準事業)

基準年度排出量が50t-CO₂以上である工場または事業場において、工場・事業場単位で年間CO₂排出量を15%以上削減(※1)、または主要なシステム系統で年間CO₂排出量を30%以上削減(※1)する、CO₂削減計画に基づく設備更新を行う事業。

注) 上記のようにA(標準事業)では、工場・事業場単位での申請と主要なシステム系統での申請の2つの申請方法がありますので、選択して申請ください。なお、工場・事業場単位の要件と主要なシステム系統の要件を双方共満足する場合は、双方選択して申請することもできます。

(2) B (大規模電化・燃料転換事業)

工場または事業場において、主要なシステム系統で次の1)~3)を全て満たすCO₂削減計画に基づく設備更新を行う事業。

- 1) 電化・燃料転換
- 2) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減(※1)
- 3) CO₂排出量を30%以上削減(※1)

注) B(大規模電化・燃料転換事業)を応募される事業者は、A(標準事業)にも併せて申請することが可能です。ただし、A(標準事業)で採択された場合、交付される補助金額は、7.補助金の交付額に示すA(標準事業)の上限額が適用されます。

※1 事業要件の目標CO₂排出削減量および目標CO₂削減率は、下記のように定義します。

目標CO₂削減量 = 基準年度CO₂排出量 - 目標年度CO₂排出量

目標CO₂削減率 = (基準年度CO₂排出量 - 目標年度CO₂排出量) / 基準年度CO₂排出量
= 1 - 目標年度CO₂排出量 / 基準年度CO₂排出量

ここで、目標年度CO₂排出量 = 対策無し目標年度CO₂排出量 - 対策によるCO₂削減量

対策によるCO₂削減量

= 補助対象の対策によるCO₂削減量 + 自主的対策によるCO₂削減量

また、自主的対策によるCO₂削減量には、下記の上限を考慮します。

- ・ 補助対象の対策によるCO₂排出削減量以下
- ・ 工場・事業場の基準年度排出量の10%以下(主要なシステム系統で申請する場合、主要なシステム系統の基準年度排出量の10%以下)

4.3 年間CO₂排出削減目標量の達成

排出削減目標量については、応募審査後に変更することはできません。

事業の実施によって工場・事業場におけるエネルギー起源CO₂の排出量が確実に削減されることが大前提です。このため、申請においては、実施計画書により算出過程も含むCO₂の削減量の根拠を明示

していただくとともに、当該削減量の達成に努め、事業完了後は削減量の実績を算定報告書として提出していただきます。

設備更新支援の採択者は、SHIFT システムに登録し、SHIFT システム上で削減目標年度排出量に相当する排出枠を償却することにより、着実に目標達成することが求められます。排出枠が不足する場合は、排出量取引や外部クレジットの購入により調達して頂く必要があります。削減目標を達成しない場合、代表事業者は不足量に応じて交付された補助金の全部または一部を返還しなければなりません。

排出量取引の詳細は実施ルール^{※13}を参照ください。

全ての事業者は、3 年間、工場・事業場全体の CO2 削減実績を算定報告書として SHIFT システムを介して環境省が指定する者に提出いただきます。また 3 年間、環境省の求めに応じて事業の効果等を事業報告書として環境省が指定する者ものに提出いただきます。

5. 設備更新支援の実施期間

交付決定日から令和7年2月28日までです。

単年度事業のみを応募対象とします。（複数年度事業は応募できません）。

注1) 交付決定日前に発注された事業は補助対象には認められないのでご注意ください。

注2) 上記期間内に、事業完了させる必要があります。

6. 補助対象経費と補助対象外経費

6.1 補助対象経費

設備更新支援の実施期間中に行われ、設備更新支援に使用されたことを証明できるものであり、かつ同期間内に補助事業者の支払が完了する（※1）、高効率設備機器導入や電化・燃料転換を実施して二酸化炭素の排出量を削減する事業に要する、以下の経費であること。（以下、「補助対象経費」という。）

補助対象経費の詳細は、交付規程^{※5}別表第2を参照ください。

- ① 本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費

※1 支払のみ未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含む。

※2 算定報告書の第三者検証費用は、自己負担です。

※3 設備更新後の補助対象設備のCO2排出量の計測のための手段として導入する計測器は補助対象です。

6.2 補助対象外経費

以下の費用は補助対象外となりますのでご注意ください。

- 本補助事業に使用されない機器・設備等
- 交付の決定日前に発生した経費
- 事業実施に直接関連のない経費
- 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- CO2排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器（見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品など）
- 既存設備の更新により機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- 照明（LED等）
- 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- 数年で定期的に更新する消耗品
- 産業・業務用以外の低炭素機器
- 予備品、予備機
- 官公庁等への申請、届出等に係る費用

- 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- 振込手数料
- 非常用設備：常時使用されないあるいは使用頻度の少ない設備
- 建物
- 家庭用機器
- 車両
- 既存設備の更新あるいはシステム更新に該当しない新規設備
- 導入後のシステムの容量、能力が更新の範囲を著しく逸脱する増設設備
- 故障した状態、使用していない設備・機器の更新

6.3 自社調達を行う場合の利益排除

設備更新支援において、補助対象経費の中に補助事業者（代表事業者及び共同事業者）の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など（※））をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

6.4 ESCO 事業者の利益排除

設備更新支援において、補助対象経費の中に ESCO 事業者の自社製品等に係る経費がある場合、上記 6.3 と同様の対応が必要です。更に ESCO サービス料に設備費用が含まれている場合には、ESCO サービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（ESCO 契約書（案）及び ESCO サービス料計算書）の提出が必要です。

6.5 他補助金、減税制度の併用

国からの他の補助金等（適正化法^{*1} 第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」）の対象経費は含めることができません。

本補助事業に申請した事業が固定価格買い取り制度の設備認定を受けていないこと。また、財産処分制限期間中は固定価格買い取り制度の設備認定を受けないことが必要です。

7. 補助金の交付額（上限額及び補助率）

7.1 補助金の上限額

補助金の上限額は以下の通りです。

A（標準事業）：上限 1 億円

B（大規模電化・燃料転換事業）：上限 5 億円

ただし、同年度で 1 実施事業者（※）あたり A（標準事業）1 億円または B（大規模電化・燃料転換事業）5 億円が上限です。例えば、事業者 A が A（標準事業）に複数件申請し補助金額が 1 億円を超える場合、複数件合計で 1 億円が上限です。さらに B（大規模電化・燃料転換事業）にも申請する場合、A（標準事業）と B（大規模電化・燃料転換事業）を合わせて 5 億円が上限です。

※ 実施事業者とは、補助事業申請者のうち導入設備機器等を使用して CO2 削減に取り組む法人とします。

7.2 補助金の補助率

補助金の補助率は以下の通りです。

A（標準事業）：3 分の 1 以内

B（大規模電化・燃料転換事業）：3 分の 1 以内

なお、交付額の算定方法は以下の通りです。

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 交付規程別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 設備更新支援の選定及び交付決定

応募者より提出された書類等をもとに、「2. 応募者の要件」及び「4. 補助事業の要件」をすべて満たすものの中から、実施要領^{*4}第3（6）②に定める方法により、予算の範囲内で補助事業を選定します。

8.1 補助事業の選定

- 応募者より提出された応募申請書に対して、以下の表8-1の審査項目に従い審査を行い、採択結果を公表します。また、不採択の場合、通知しません。採択結果に関するお問い合わせには応じません。
- 選定の手順は以下の通りです。一次公募・二次公募ともに同じ選定手順です。
 - 1) 2.1に示す応募者の要件をチェックし、要件を満たさない申請を除外します。
 - 2) 4.1に示す補助事業の要件をチェックし、要件を満たさない申請を除外します。
 - 3) 8.1補助事業の選定に示す審査項目「表8-1 想定される審査項目」に基づき採点し、総合評価します。
 - 4) A（標準事業）およびB（大規模電化・燃料転換事業）について、令和3年度以降のSHIFT計画策定支援事業計画策定支援によりCO2削減計画（または、脱炭素化促進計画）の策定支援を受けた工場・事業場のみを対象に、総合評価の上位から環境省の指示の下で協会が予め定める件数を、優先採択します。

※ 主要なCO2削減施策に関し、計画策定支援事業の実施計画書の内容から大きな変更がある場合は、優先採択から除外される場合があります。
 - 5) 次にB（大規模電化・燃料転換事業）を環境省の指示の下で総合評価順に協会が予め定める予算枠上限まで採択します。
 - 6) 最後にA（標準事業）を総合評価順に採択します。
- 費用対効果について環境省と相談の上、ボーダーラインを設けることがあります。
- 脱炭素化取組の先導的な事例を創出し、広く横展開を図るという事業目的を踏まえ、業種・機器の偏りを考慮した採択をすることがあります。
- 事業Aで工場・事業場単位での申請（A15と略称）と主要なシステム系統での申請（A30と略称）の双方で採択対象候補の場合、工場・事業場単位（A15）での採択とします。
- 令和6年度SHIFT事業の本公募には三次公募と四次公募があります。
- 応募申請書に三次公募を希望または四次公募を希望のチェック欄があります。（応募申請書の一次公募を三次公募、二次公募を四次公募に読み替えます。）
 - － 三次公募を希望のみにチェックした場合、三次公募の審査のみ行います。
 - － 四次公募を希望のみにチェックした場合、四次公募の審査のみ行います。
 - － 三次公募と四次公募の双方にチェックをした場合、三次公募の審査を実施し不採択であっても、同内容のまま四次公募の審査を行います。再申請の必要はありません。
- 三次公募に申請した後、内容を修正して四次公募に申請し直す場合、三次公募への申請は辞退と見做します。

- 令和5年度補正予算公募及び令和6年度一次・二次公募で不採択となった案件や公募結果が判明していない案件は、令和6年度予算による三次・四次公募に申請することも可能です。但し、令和6年度一次・二次公募で公募結果が判明していない案件を令和6年度公募三次・四次公募に申請する場合で、公募内容の修正または変更を行った場合は令和6年度一次・二次公募は辞退とみなします。
- 採択された案件は、ウェブにおける採択結果公表前に通知します。不採択の場合は通知しません。SHIFTウェブサイトでの採択結果公表を確認ください。
- 公募結果に対するご意見及びお問い合わせは対応いたしません。

令和6年度SHIFT事業公募と令和5年度補正予算公募との関係を、図8-1に示しましたので、参照ください。

図8-1 令和6年度SHIFT事業一次公募・二次公募と令和6年度SHIFT事業三次公募・四次公募との関係図

令和6年度 一次・二次 結果		令和6年度 三次公募／四次公募		令和6年度 一次／二次公募 申請の取扱い
		申 請	提出図書／内容	
一次公募 ／ 二次公募	不採択	可	不 問	
	未判明	可	一次／二次公募と同じ	有効
			一次／二次公募を修正	無効

表 8-1 想定される審査項目

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2排出削減量が大きいこと（※1）
	申請する補助対象事業のCO2排出削減率が高いこと（※1）
	申請する補助対象事業の費用対効果が高いこと
	申請する補助対象事業によってエネルギー使用量に対するCO2排出量が小さくなること
その他の審査項目 (加点評価)	申請者(実施事業者(注)等)が環境指標に批准していること（※2）
	申請者(実施事業者(注))が電力低炭素化取組の実績を有すること（※3）
	申請者(実施事業者(注))がCO2削減計画等の低炭素化計画の策定にあたり申請する工場・事業場において第三者機関の支援を受けた実績があること（※4）
	申請者(実施事業者(注))が中小企業等であること（※5）
	補助事業実施場所が、環境省が選定した脱炭素先行地域に含まれること(※6)
	2022年度または2023年度の環境省LD-Tech認証製品一覧（産業・業務、業務）に登録されている設備機器を補助対象として導入すること（1機種でも含まれていれば加点対象）（※7）
	代表事業者、共同事業者、実施事業者(注)のいずれかが、温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」応援団への参画及びデコ活宣言の実施と取り組みをしていること。（※8）

- ※1 工場・事業場単位での申請は、工場・事業場でのCO2排出量に対するCO2排出削減量を評価します。システム系統での申請は、更新前のシステム系統でのCO2排出量に対する排出削減量を評価します。なお、ここで評価対象とするのは、エネルギー起源のCO2のみです。（1.4（1）を参照ください）
また、審査におけるCO2削減量・率の評価には、自主的対策の効果に対し下記の上限值を設けます。
・自主的対策の削減量は、基準年度排出量の10%以下
・自主的対策の削減量は、補助対象対策による削減量以下
- ※2 実施事業者(注)等が、SBT、TCFD、RE100、エコアクション21、エコファーストを宣言・獲得・認定取得しているか。（中小企業は中小企業向けのSBT、再エネ100宣言RE Action） また、ISO14001を申請する工場・事業場において獲得しているか。
- ※3 電力低炭素化取組実績は、実施事業者(注)が以下のいずれかがあれば該当します。
1) 自家消費の再エネ設備を、工場・事業場全体の電力の10%以上導入済みの場合、認められます。確認できる書類を提出してください。
2) 低炭素電力の契約実績は、調整後排出係数が0.25kg-CO2/kWh未満の電力を、直近3年間

連続して導入していることを契約書等で確認できる場合に限定します。実績が3年間に満たない場合、低炭素電力契約を交付決定時から5年間継続する旨申告してください。

- 3) 補助事業申請に伴い低炭素電力の契約に切り替える場合、契約更新前よりも調整後排出係数が小さく、かつ契約書で調整後排出係数が0.25kg-CO₂/kWh未満であると確認できる場合に限定し、5年間以上導入することを条件とします。応募申請時に低炭素電力契約に切り替える旨の申告書を提出ください（調整後排出係数、単価、購入量、等具体的な条件を記載したもの。契約書案でも可。書式任意）。契約書は交付決定までに締結してください。契約が成立しない場合、交付決定しません。

※4 申請する工場・事業場が令和3年度以降のSHIFT事業計画策定支援事業／計画策定支援を実施している場合（支援機関が令和6年度の支援機関リストに掲載されていること）、あるいは、計画策定支援事業は実施していないが、令和6年度の支援機関リストに掲載されている支援機関を活用して脱炭素化促進計画を策定している場合は該当します。

※5 中小企業基本法第2条に定義される中小企業および本公募要領2.1応募者の要件のうちイからケまでの事業者。個人、個人事業者主を除く。

※6 補助事業実施場所が、下記に示す環境省が選定した脱炭素先行地域提案における、主たる提案者又は共同提案者となっている地方自治体（都道府県、市区町村）内にある場合に該当します。
脱炭素先行地域詳細は下記環境省脱炭素地域づくり支援サイトを参照ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

※7 環境省のLD-Tech 認証製品一覧に記載されている製品を導入する場合該当します。（家庭）に分類される設備機器は加対象になりません。

重要：LD-Tech 認証製品を導入する計画で採択され、実施段階でLD-Tech 認証製品導入を取りやめた場合、採択取消しとなる場合がありますので、留意ください。

[環境省 LD-Tech 認証制度](#) | [地球環境・国際環境協力](#) | [環境省 \(env.go.jp\)](#)

環境省 LD-Tech 認証制度ページ内にあるLD-Tech 認証製品一覧の該当ページPDFを添付ください。

- ※8 ①2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。②デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）J応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取り組み。①および②の両方を満たすこと、その資料を提出すること。

※ 実施事業者とは、補助事業申請者のうち導入設備機器等を使用してCO₂削減に取り組む法人とします。

8.2 補助金の交付決定

- 選定された事業者は、採択者発表後、指定日までに補助金の交付申請書を提出してください。申

請手続等は交付規程^{*5}を参照願います。交付申請においては、基準年度排出量の第三者検証機関の見積書を添付いただく必要がありますので、予め準備をお願いします。申請に先立ち採択者用の説明動画を公開いたしますのでご視聴ください。

- 協会は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたもの（見積書の内容、根拠について査定する場合があります）について交付決定を行い、交付決定通知書を発行します。交付額は公募時の内示額より減額される場合があります。交付申請から交付決定まで標準的に約30日を要します。
- 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた後に事業開始することができます。補助事業者が工事請負業者等と契約を締結するにあたっては、契約・発注日は協会の交付決定日以降（交付決定日を含む。）でなければなりません。交付決定日前の支出は補助対象外です。
- 今年度辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助事業に採択されないことがあります。但し、辞退理由が他の補助事業採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではありません。

9. 複数年度事業

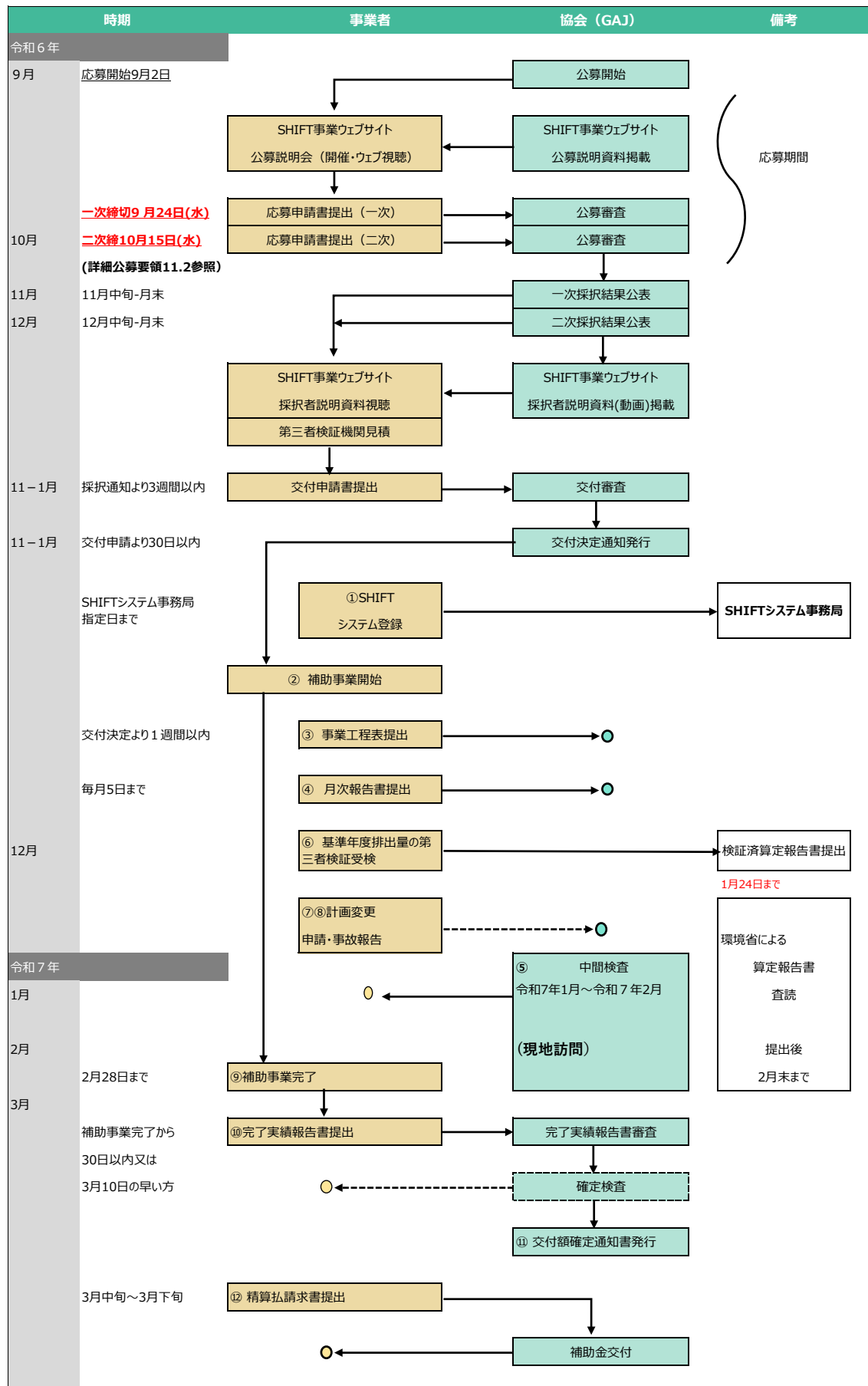
- 複数年度事業は応募できません。

10. 設備更新支援のスケジュール

10.1 設備更新年度のスケジュール

公募から補助金交付までのスケジュールを示すと共に交付申請以降の補助事業者に関わる事項についてその概要を説明します。

表 10-1 設備更新年度のスケジュール（公募から補助金まで）



① SHIFTシステム登録

基準年度排出量や CO2 削減効果の第三者検証機関の受検済の算定報告書の提出や、実施ルール^{*12}の6に基づく排出枠（JAS）（※1）の交付を受け、排出枠の取引等を行う際に利用する SHIFT システムへの登録を行います。登録時期を含めて、詳細について採択者説明資料で説明します。

※1 設備更新支援において環境省が補助事業者に対し交付する排出枠（JAS、Japan Allowance for Shift）

JAS交付排出枠（t-CO2）＝

環境省の承認により確定した基準年度排出量（t-CO2）

－ 削減目標年度のCO2排出削減目標量（t-CO2）

② 補助事業開始

交付決定通知を受けた後（同日可）、補助事業を開始することができます。補助事業の開始とは工事業者への発注・契約を意味します。なお、この発注に先立ち、2社以上の相見積を行い公正に工事業者を選定いただく必要があります。

③ ④ ⑤ 事業工程表提出と月次報告書提出および中間検査実施

補助事業の進捗を確認するために、交付決定通知より1週間以内に事業工程表を、また毎月5日までに月次報告書を協会宛てに提出いただきます（最終提出は、完了実績報告書提出月の前月とします）。様式は交付決定時に配布いたします。なお工程に変更が生じた場合は、速やかに更新した事業工程表を提出ください。また協会は事業実施場所において中間検査を実施いたします。

⑥ 基準年度排出量の第三者検証受検

基準年度（※2）の CO2 排出量を評価するために、第三者検証機関による検証を受検し、第三者検証機関より検証済基準年度算定報告書を環境省宛てに提出いただく必要があります。この第三者検証機関の選定および発注は事業者自身により事業者による費用負担で実施いただきます。なお第三者検証機関は、SHIFT 事業ウェブサイトに掲載された機関より選定いただきます。

提出期限：令和7年1月24日まで（詳細は SHIFT 事業実施ルール等を参照）

※2 本年度の基準年度は、令和3年度～令和5年度、または令和5年度のいずれか、代表事業者の任意で設定可能です。

⑦⑧ 計画変更申請、事故の報告

補助事業開始後、事情により計画を変更、中止した場合には、速やかに交付規程^{*5}に定める様式により協会の承認を受けてください。また、事故が発生した場合には速やかに協会に報告してください。

⑨ 補助事業完了

原則令和7年2月28日までに工事並びに試運転・調整が完了し、補助対象経費の工事業者への支払いが完了したことをもって事業完了とします。なお、支払いのみ未了の場合は、工事業者の請求書の発行をもって事業完了とすることができます。この場合、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に工事業者への支払いを証する書類（領収書等。割賦払いや手形等による支払は不可。）を協会

に提出ください。

⑩ 完了実績報告書提出

補助事業が完了したときは、交付規程^{*5}に従い、事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出ください。

⑪ 交付額確定通知書発行

協会は完了実績報告書の書類審査及び必要に応じて確定検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書を発行します。

⑫ 精算払請求書提出

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、速やかに精算払請求書を提出してください。その後、協会から補助金を交付します。

10.2 全体スケジュール

補助事業全体は 4 年間で構成され、設備更新年度、削減目標年度、調整・自主削減年度、報告年度と称します。以下に全体スケジュールを示すと共に、各年度の概要を記します。

表 10-2 令和 6 年度 SHIFT 事業 設備更新支援
単年度事業の全体スケジュール

	令和6(2024) 設備更新年度	令和7(2025) 削減目標年度	令和8(2026) 調整・自主削減年度	令和9(2027) 報告年度
4 月		削減対策運用、 モニタリング開始	令和7年度の算定報告書 作成	
5 月		排出枠(JAS)初期割当の 交付、排出枠の取引 開始	令和7年度の算定報告書 検証（第三者検証機関 による）	
6 月			令和7年度の検証済み 算定報告書提出(～6/30) (環境省の求めに応じ 事業報告書提出)	令和8年度の算定報告書 提出(～6/30)(第三者検証 機関の受検不要) (環境省の求めに応じ 事業報告書提出)
7 月				
8 月			(排出枠の取引)	
9 月	9/2公募開始 9/24一次締切			
10 月	10/15二次締切	(排出枠の取引)		
11 月	(中旬～下旬)一次採択		～11/30 令和7年度排出量に対する 排出枠の償却完了	
12 月	(中旬～下旬)二次採択 交付決定 事業開始			
1 月	基準年度排出量の 第三者検証受検 1月24日まで 検証済 基準年度算定報告書提出			環境省の求めに応じ、令和 10 年 6 月までに、令和 9 年度の算定報告書(第三 者検証不要)と事業報告 書提出
2 月	～2/28事業完了			
3 月	～3/10完了実績報告書 提出 3/17～補助金交付			

- 令和 6 年度 [設備更新年度]
10.1 のとおり
- 令和 7 年度 [削減目標年度]

- ・ 導入設備の運用および運用改善の実施により削減対策を実施いただき、CO2削減目標を達成すべき年度です。したがってCO2排出量のモニタリングも開始してください。
- ・ SHIFTシステム上でCO2排出枠（JAS）の初期割り当てが交付され、それ以降随時排出枠の取引が可能となります。
- 令和8年度〔調整・自主削減年度〕
 - ・ CO2排出削減努力を継続してください。
 - ・ 削減目標年度（令和7年度）の算定報告書を作成いただきます。この算定報告書は、補助事業者自身が選定（費用負担）した第三者検証機関によって検証を受け、6月30日までにSHIFTシステムを介して環境省が指定する者に提出ください。
 - ・ また環境省の求めに応じて、6月30日までに、令和6年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を環境省が指定する者に提出ください。
 - ・ 全ての事業者は、11月30日までにSHIFTシステム上で、目標年度のCO2排出枠の償却を行っていただきます。なお、算定報告書の結果、CO2排出量が割り当て排出枠を超過した事業者は、排出枠の償却に先立ち、SHIFTシステムを介した排出枠取引によって、超過したCO2排出量に相当する排出枠を購入する必要があります。
- 令和9年度〔報告年度〕
 - ・ CO2排出削減努力を継続してください。
 - ・ 調整・自主削減年度（令和8年度）の算定報告書を作成し6月30日までにSHIFTシステムを介して環境省が指定する者に提出してください。この算定報告書は第三者検証機関の検証は必要ありません。
 - ・ また環境省の求めに応じ、6月30日までに令和8年度に関する事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出ください。
- 令和10年度〔報告年度の翌年度〕
 - ・ 環境省の求めに応じ、6月30日までに令和9年度の算定報告書（第三者検証不要）と、令和9年度に関する事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出ください。

10.3 全体スケジュール（複数年度事業）

令和6年度三次・四次公募では複数年度事業は応募できません。

11. 応募の方法

11.1 提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、下表のとおりです。なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますのでご了承下さい。

区 分		工場		事業場	
		単独参加	グループ参加	単独参加	グループ参加
申請書類	様式 1 応募申請書	○	○	○	○
	様式 1 別紙 1 整備計画書	○	○	○	○
	様式 1 別紙 2 経費内訳	○	○	○	○
	算定報告書／実施計画書（※1）	○	○	○	○
	事業工程表（※2）	○	○ 実施場所毎	○	○ 実施場所毎
法人資料	代表事業者の定款又は寄附行為および事業実施場所の概要がわかる資料、共同事業者の事業概要資料	○	○	○	○
	代表事業者および共同事業者の直近 2 期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（※3）	○	○	○	○
公的資料	敷地境界が確認できる公的な資料（※4）	工場： 工場立地法届出、消防法届出等	○	○	－
		事業場： 建築基準法届出、消防法届出等	－	－	○
	敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料（※5）	○	○	○	○
技術資料	導入する設備・技術に関する説明資料（※6）	○	○	○	○
その他添付資料	様式 1 別添 1 固定価格買取制度の設備認定に関する誓約書（※7）	（○）	（○）	（○）	（○）
	消費税免税事業者に関する資料（※8）	（○）	（○）	（○）	（○）
	批准している環境指標の資料（※9）	（○）	（○）	（○）	（○）
	電力低炭素化取組実績資料（※10）	（○）	（○）	（○）	（○）
	脱炭素化促進計画の策定に関する第三者機関の支援実績資料（※11）	（○）	（○）	（○）	（○）
	中小企業等を証する書類（※12）	（○）	（○）	（○）	（○）
	脱炭素先行地域に関する資料（※13）	（○）	（○）	（○）	（○）
	LD-Tech 認証製品に関する資料（※14）	（○）	（○）	（○）	（○）
	温室効果ガスの削減目標の設定および「デコ活」に関する資料（※15）	（○）	（○）	（○）	（○）

	対象設備に関するリース／ESCO 契約書等（案）、リース料／ESCO 料金計算書（任意様式）（※16）	（○）リース／ESCO の場合のみ
--	---	-------------------

○：全応募者が提出する書類、（○）：該当する応募者のみ提出する書類。

様式 1、別紙 1、2、実施計画書／算定報告書、別添 1、事業工程表の各様式は、下記環境省 SHIFT 事業ウェブサイトの URL よりダウンロードください。

<https://shift.env.go.jp>

- ※1 令和 3 年度以降の SHIFT 計画策定支援事業／計画策定支援を実施した工場・事業場の場合は優先採択候補対象となります。その成果物である実施計画書と算定報告書を活用いただきますが、書式並びに以下のデータは、設備更新支援申請年度のものに置き換える必要があります。
 - ・ 基準年度のエネルギー使用量
 - ・ 基準年度の排出係数
 - ・ 削減目標年度のエネルギー使用量
 - ・ 削減目標年度の排出係数
 - ・ その他設備の稼働状況等の該当する数値
- ※2 指定様式を用い、事業開始時期（発注時期）から完了までの概略計画を提出する。
- ※3 応募の申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出ください。
- ※4 工場立地法届出は敷地面積 9 千 m²、または建物面積 3 千 m² 以上の新設、増設を行う全ての工場に届出が義務付けられている。これに該当しない場合は工場立地法届出の写しは不要。※事業場の場合は建築基準法届出や消防法届出、工場の場合は工場立地法届出や消防法届出の写し等。いずれも図面のみではなく出典の判る届出表紙等と一式で提出すること。
- ※5 建物の不動産登記事項証明書（6 か月以内に発行されたもの）の写し等。（インターネットによる不動産登記情報の画面印刷も可）不動産登記事項証明書以外の場合、採択された事業者は補助対象設備機器を設置する建物に関し完了実績報告書提出までに不動産登記が必要な場合があります。
- ※6 導入する設備・技術に関して以下の資料を提出すること
 - ・ 導入する高効率設備機器や電化・燃料転換設備の性能が記載された仕様書またはカタログ
 - ・ その他（必要に応じシステム構成図等）
- ※7 補助対象で再生可能エネルギー発電設備を導入する事業者のみ提出のこと。
- ※8 消費税免税業者のみ提出のこと。
- ※9 表 8.1 ※ 2 に記した環境指標に批准している場合に提出のこと。
- ※10 再エネ設備導入実績、低炭素電力の契約実績等（表 8.1 ※ 3 に該当する事業者は提出のこと）
- ※11 CO₂削減計画の策定に関し、表 8.1 ※ 4 に該当する場合の内、計画策定支援事業を実施していない場合は、支援機関との支援契約や支援実績が分かる資料を提出のこと。
- ※12 表 8.1 ※ 5 に記した中小企業等に該当する場合において、原則該当することを証する資料を提出すること。なお、中小企業に該当する事業者の場合、法人資料で提出する財務諸表の資本金で中小企業の条件を満足している場合は、追加資料提出不要です。

- ※13 実施場所が環境省が選定した脱炭素先行地域に含まれる場合のみ、下記「環境省脱炭素地域づくり支援サイト」より「脱炭素先行地域選定結果」を開き、各回の「選定結果」から該当する回の「脱炭素先行地域選定結果（第〇回）一覧・計画提案書」を印刷いただき、該当する提案にマークを付したものを提出ください。
- 環境省脱炭素地域づくり支援サイト URL：
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>
- ※14 2022 年度または 2023 年度 LD-Tech 認証製品一覧の該当製品のページの写し PDF（製品該当ページの PDF を提出ください。）。
- <https://www.env.go.jp/content/000141408.pdf> (env.go.jp)
- ※15 温室効果ガスの削減目標の設定、および「デコ活」に関する資料のPDFを提出ください。
- ※16 リース／ESCO期間が、導入設備の法定耐用年数をカバーする契約案（契約延長特約も可）となっていること。また、補助金の交付によってリース料／ESCO料が減額されていることを示す計算書を提出のこと。

11.2 公募期間

令和6年9月2日（月） 公募開始

第三次公募： 令和6年9月24日（火）12時必着。（※1）

第四次公募： 令和6年10月15日（火）12時必着。（※2）

（いずれも正本申請書の到着日時）

第三次公募、第四次公募それぞれで同程度の採択可能額を設ける予定です。期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては受理しません。

注1） 提出日限は書類の受領日限であり jGrants による申請を除いて、電子データのみでは受領と見做しませんのでご注意ください。

注2） 応募を期間中随時受け付けし、応募があったものから審査を行います。

11.3 提出形態と提出部数

郵送で提出する場合、下記を提出ください。

- 書類 正本1部：11.1表記載の該当する提出物一式
- CD-R等1枚：正本の電子データ（一式）

また、jGrantsによる申請も可能です。（jGrantsによる申請は公募から完了まで一貫して行う必要があります。）

注1） 正本はファイリングは不要ですが、2つ穴の紐閉じとして下さい。

注2） 電子データの形式は様式1別紙1、別紙2、算定報告書／実施計画書はExcelファイル、その他はPDFファイルとすること。

注3） 電子データは、オンラインストレージサービスやメールによる提出を認めます。USB、SDカードによる提出は認めません。電子データをオンラインストレージサービスやメールにより提出いただく場合、書類の到着日より遅れないようにしてください。

注4） 提出された応募書類は返却しませんので、写しを控えておいてください。

11.4 提出方法及び提出先

11.3 で示した書類（紙）と電子媒体を、郵送等により下記提出先へ提出してください。

書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（上記公募期間内に必着のこと）。

持ち込みは不可です。

電子データの提出先は、shift@gaj.or.jp です。

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル 7 階

一般社団法人温室効果ガス審査協会 事業運営センター 宛

* 同封書類の種類に✓を入れてください

☐ 応募申請 ☐ 交付申請 ☐ 完了実績報告書 ☐ その他

* 交付申請以降、記入願います

→ GAJ 事業番号（7 桁）

X	X					
---	---	--	--	--	--	--

11.5 公募説明会

公募説明会は開催しません。

公募関連資料は、公募開始とほぼ同時に下記環境省 SHIFT 事業ウェブサイトに掲載する予定ですので、適宜ダウンロードして参照ください。

<https://shift.env.go.jp>

11.6 Q&A

よくあるご質問と回答を SHIFT 事業ウェブサイト <https://shift.env.go.jp> の「よくあるご質問」のページに掲載しています。ご参照ください。

11.7 問い合わせ先

- 公募全般に対する問い合わせを令和5年度補正予算公募以降、継続して受け付けています。

問合せ終了日は、令和6年10月8日（火）17：00 です。

- 問い合わせ先

1) 計画策定支援、省CO2型設備更支援 A／Bに関するお問合せ

一般社団法人温室効果ガス審査協会 事業運営センター 事業部

E-mail : shift@gaj.or.jp

公募質問票を用いてメールでお問合せください。

問合わせは、メール件名を「【問い合わせ】R5補正予算SHIFT事業（〇〇〇株式会社）」とし、質問事項を記載した公募質問票を添付ください。

公開質問票は、環境省SHIFT事業ウェブサイトよりダウンロードください。

<https://shift.env.go.jp>

2) 排出量の算定・検証、排出量取引、SHIFTシステムに関するお問合せ

株式会社三菱総合研究所

E-mail : shift-sec@ml.mri.co.jp

問合わせは、メール件名を「【問い合わせ】R5補正予算SHIFT事業（〇〇〇株式会社）」とし、メールでお問合せください。

12. その他

12.1 取得財産の管理

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第 10）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

12.2 固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)

本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、導入事業場が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、交付規程別表第 2 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

12.3 書類の保存

- （１）補助事業の実施に関する書類、帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、補助事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額など支出の状況を常に明らかにしておく必要があります。
- （２）これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令^{*6}で定める期間を経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- （３）事務代行者を利用している場合でも、帳簿及び全ての証拠書類を備えて頂くのは、補助事業者自身になります。

12.4 会計検査院による実地検査

補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から、会計検査院による実地検査が行われる場合がありますので、補助対象経費の根拠資料（領収書等含む）、応募申請書を含む補助事業の手続きに係る申請書類等は、適正に整備・保管の上実地検査に対応ください。

12.5 申請書に記載されている情報

- (1) 応募申請書に記載された情報は、環境省、協会及び環境省が指定する団体限りの取り扱いいたします。
- (2) 採択された法人名、事業場名及び事業場所在地は公表いたします。
- (3) 脱炭素化促進計画の一部は、原則として環境省が公表する予定です。

12.6 高効率設備機器導入による CO2 削減効果

高効率設備機器導入による CO2 削減効果については、環境省において効果的な CO2 削減対策の取りまとめ、CO2 削減対策としての高効率設備機器導入の把握・普及広報活動を行っています。設備更新支援に採択された法人については、個別事例紹介のお願いをする場合がありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

12.7 暴力団排除に関する誓約について

別紙 1 に暴力団排除に関する誓約事項があります。本補助事業の申請を行った方は全て誓約事項に同意されたものとします。

12.8 個人情報のお取り扱い

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、協会は記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱いします。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

- (1) 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ① 令和 6 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業））の運営管理のための連絡。
 - ② 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
 - ③ 利用目的終了後は、協会管理分については協会が責任を持って廃棄いたします。
- (3) その他
上記以外の目的で個人情報を利用させていただきたい場合が生じた時は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※ 開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記までご連絡ください。

一般社団法人 温室効果ガス審査協会 事業運営センター

E-mail : shift@gaj.or.jp

URL : https://www.gaj.or.jp/about/documents/GAJ_Kojin_20190508.pdf

13. 引用規程、法律等

本公募要領書において引用している規程、法律等を以下に示します。

- * 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条
- * 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- * 3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業））交付要綱（環地温発第 2302013 号）
- * 4 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）実施要領（環地温発第 2302013 号）
- * 5 令和 6 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業））交付規程、令和 5 年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業））交付規程及び令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（CO2 削減計画策定支援・省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）））交付規程
- * 6 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）
- * 7 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 10 号）
- * 8 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
- * 9 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- * 10 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- * 11 「SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン」
- * 12 「環境省 SHIFT 事業省 CO2 型設備更新支援（標準事業／大規模電化・燃料転換事業用）2024 年度採択者（第 4 期）実施ルール」

暴力団排除に関する誓約事項

【本誓約事項は、省 CO2 型設備更新支援 A（標準事業）、B（大規模電化・燃料転換事業）応募申請書の提出をもって同意したものとします。】

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（法人、又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報の取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人温室効果ガス審査協会（以下、「協会」）が、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、協会の「個人情報保護規程」に従って対応いたします。規程については、ウェブサイトをご確認ください。
2. ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。
令和 6 年度工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）（以下「本事業」という。）の運営管理のための連絡
3. ご記入いただいた個人情報の利用について
 - （１） ２．に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。
 - （２） ２．に示す目的のため、本事業の委託元である環境省へ提供いたします。

改訂履歴

改訂番号	日付	改訂箇所
Rev.1	2026/9/3	① P17(5) 報告年度の翌年度…報告年度の翌年度は、工場・事業場の報告年度の CO2 排出量をまとめた算定報告書（第三者検証不要）を SHIFT システムを介して環境省が指定する者に提出します。また、環境省の求めに応じて報告年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出します。→報告年度の翌年度は、環境省の求めに応じて、工場・事業場の報告年度の CO2 排出量をまとめた算定報告書（第三者検証不要）と、報告年度の事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出します。 ② P17 図 1-5 報告年度の翌年度…前年度排出量算定・報告→前年度排出量算定・報告 ※ ③ P17 図 1-5 …※事業報告は環境省の求めに応じて実施→※環境省の求めに応じて実施 ④ P40 表 10-2 右下テキストボックス…令和 10 年 6 月までに、令和 9 年度の算定報告書提出（第三者検証不要）／環境省の求めに応じ事業報告書提出→環境省の求めに応じ、令和 10 年 6 月までに、令和 9 年度の算定報告書提出（第三者検証不要）と事業報告書提出 ⑤ P41 ●令和 10 年度〔報告年度の翌年度〕…6 月 30 日までに令和 9 年度の算定報告書（第三者検証不要）を SHIFT システムを介して環境省が指定する者に提出すると共に、環境省の求めに応じ、令和 9 年度に関する事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出ください。→環境省の求めに応じ、6 月 30 日までに令和 9 年度の算定報告書（第三者検証不要）と令和 9 年度に関する事業の効果等をまとめた事業報告書を、環境省が指定する者に提出ください。